

議案第 33 号

協定項目 21－8 都市整備関係事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 22 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

都市整備関係事業の取扱いについて（その 3）

都市整備関係については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況						調整方針	
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村		
定住促進支援事業	○ヤングファミリー住宅取得資金利子補給 ①対象 ・住宅金融公庫、年金資金運用基金、雇用・能力開発機構の融資を受ける、年齢合計が70歳以下の夫婦 ・床面積が70㎡以上175㎡以下 ②補助金額 年6万円(上限) ③補助期間 5年以内 ○都心居住推進 都心地区(436ha)において優良賃貸住宅を建築する場合に補助	該当なし	○新婚家庭住宅建築資金利子補給 ①対象 ・いずれかが40歳未満の夫婦（婚姻後5年以内、3年以内に婚姻予定） ・床面積が70㎡以上175㎡以下 ②助成金額 年6万円(上限) ③助成期間 5年（最長）	○持ち家取得奨励事業 ①対象 床面積が75㎡以上 ②補助金額 ・用途地域内は、50万円 ・用途地域外で宅地購入し、3年以内に住宅を建築した場合は50万円 ・上記以外は40万円 ○地域木造住宅供給推進事業 ①対象 ウッドタウン内の公共施設 ②補助金額 補助率2/3以下 (1,000万円以内)	該当なし	○定住促進支援金 ①対象 ・村内に1年以上住所を有する、20歳以上40歳以下の者（転入・分家者のみ） ・床面積が70㎡以上 ②支援金額 1棟50万円	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。